

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項に基づき下記の情報を記載します。

派遣労働者の数	5 人
派遣先事業所数 (実数)	5 事業所
労働者派遣に関する料金の額の平均額	¥ 51,271-
派遣労働者の賃金の額の平均額	¥ 28,876-
マージン率平均	43.7% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護、コンプライアンス等に係る教育、各種セミナー・eラーニングの受講機会を、全従業員に対し提供。(教育訓練中賃金支給：有 従業員の費用負担：原則無し) キャリアコンサルティング相談窓口 ：代表取締役社長 小鹿光雄
労働者派遣の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している ・対象者の範囲：顧客と派遣労働契約を締結する全ての従業員 ・有効期間：2025 年 3 月 31 日
その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項	社会保険完備 (健康保険・雇用保険・労災保険・厚生年金)、定期健康診断、資格取得補助制度、健康保険組合運営施設・サービスの割引特典、休憩室利用 等

令和 6 年 6 月 1 日

会社名：株式会社アベックス

許可番号：派 1 3 - 3 0 7 7 6 4